

「西脇南中学校区統合小学校流域貯留施設詳細設計業務」特記仕様書

第1条 (適用の範囲)

- 1 本見積仕様書は「西脇南中学校区統合小学校流域貯留施設詳細設計業務」に適用する。
- 2 本委託業務は契約書、設計図書、委託業務共通仕様書及び本仕様書に基づいて業務を行うものとする。その他必要となる技術基準などについては、監督員と協議するものとする。

第2条 (目的)

本業務は、西脇南中学校区統合小学校に流域貯留施設を設置するに当たり、工事の実施に必要となる設計図面、計算書、設計関連図書等を作成することを目的とする。

第3条 (工期)

契約締結日の翌日から令和10年3月24日までとする。

第4条 (範囲)

西脇市野村町

第5条 (貸与資料)

「測量業務」報告書（令和8年度実施予定）

西脇市流域関連公共下水道事業計画変更（最新版）

浸水対策事業 雨水出水浸水想定区域図作成業務委託（令和8年3月完了予定）

第6条 (業務内容)

「流域貯留施設等技術指針(案)（平成19年3月、社団法人 雨水貯留浸透技術協会）」（以下「指針(案)」という。）、「重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説令和5年6月、兵庫県」、「雨水貯留浸透機能に係る指針(案) 平成24年11月 兵庫県」（以下「技術基準」という。）等に基づき、以下により流域貯留施設の設計を行う。

(1) 計画準備

業務内容を確認の上、基本設計の立案に必要な土地利用や学校内の排水状況及び周辺状況等の調査を行い、業務計画書を作成する。

(2) 施設設置計画

貸与資料や「指針(案)」、「技術基準」等に基づいて、貯留可能容量、集水範囲、貯留範囲等の基本的事項について適切に設定のうえ、放流量、必要調節容量、洪水調節効果等について検討し、水文設計を行う。

また、本業務においては、原則として地表面貯留方式のオンサイト（築堤）構造の採用を念頭におき、排水、周囲小堤、余水吐、放流孔等の各施設について、施工性、経済性、安全性、維持管理等により構造形式の検討を行うとともに、必要に応じて既存施設の機能復旧（周囲堤で分断される進入路、グラウンド暗渠排水管等）も含めて、施設の配置計画を作成し、概算工事費を算出する。

オリフィス断面の設定は、「技術基準」及び下水道計画降雨等を考慮するものとする。また、余水吐の設計流量については、「技術基準」を考慮するものとする。

貯留箇所は、既設グラウンド（約20,000㎡）を予定している。

なお、貯留時における既設グラウンドの南側の擁壁を含む法面構造の安全性の確認を行うとともに必要に応じ、対策案を提案するものとする。

また、当該敷地が雨量流出の調整機能を有するものであることを明示する標識の記載内容について、検討を行うものとする。

なお、これら配置計画の決定に際して、関連機関（施設管理者等）との協議が必要となる場合は、適宜協議用資料を作成するものとする。

(3) 設計図作成

施設配置計画により決定された内容に基づいて、工事発注に必要な下記の設計図面を作成する（必要に応じ工区分割についても検討する。）。

- ・計画平面図
- ・標準横断面図
- ・横断面図
- ・構造図
- ・撤去平面図
- ・撤去構造図
- ・その他工事発注に必要な図面

(4) 施工計画

関係機関との協議結果を踏まえ、工事工程計画（工区分割計画を含む。）、工事用進入路、安全対策、環境対策等を踏まえた施工計画を行う。

(5) 数量計算

工事発注のための設計積算上必要な数量計算を行い、取りまとめる。なお、施工計画において検討した工区ごとに取りまとめを行うものとする。

(6) 維持管理計画

流域貯留施設の機能を適切に維持するため、「指針（案）」等に基づき、設計諸元等を記載した施設台帳を作成するとともに、平常時及び出水後において必要となる維持管理内容を整理し、管理マニュアル（案）として取りまとめる。

(7) 照査

業務の主要な区切り及び成果品の納入前に、成果品の照査を実施し、照査報告書を作成する。

(8) 報告書作成

本業務における経緯、設計基準、設計内容をまとめた報告書を作成する。

第7条 (打合せ協議)

打合せ協議は下記のとおりを予定している。なお、着手時と納品時は管理技術者を立ち合わせるものとする。なお、打合せ場所は、西脇市役所を予定する。

- (1) 着手時
- (2) 中間報告時 2回
- (3) 納品時

第8条 (成果品)

- | | |
|------------|----|
| (1) 報告書A4版 | 2部 |
| (2) 縮小版 | 1部 |
| (3) 電子納品 | 1式 |

電子納品については、『土木設計業務等の電子納品要領(案)』（国土交通省）に準拠して作成すること。

第9条 (管理技術者)

管理技術者は、本業務の設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）
- (2) 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者
- (3) 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者
- (4) APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者
- (5) RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者
- (6) 上記の資格を有しない技術者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで同種・類似業務に4年以上従事し、かつ同種・類似業務における管理技術者の実績を有する者

第10条 (照査技術者)

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCMの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）
- (2) 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者
- (3) 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで、業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者
- (4) APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者
- (5) RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者
- (6) 上記の資格を有しない技術者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで同種・類似業務に4年以上従事し、かつ同種・類似業務における管理技術者の実績を有する者

以上